

【 目 次 】

第1章 「保険制度って何？保険法って何？」

| | |
|------------------------------------|------|
| 1. 保険制度の役割 | p 1 |
| 2. 保険法とは | p 3 |
| 3. 改正保険法の全体像 | p 5 |
| 4. 保険法の3つの保険種類(契約類型) | p 8 |
| 5. 保険契約とは | p 10 |
| 6. 保険契約の当事者と被保険者・保険金受取人(保険契約の登場人物) | p 13 |
| 7. 【損害保険契約】保険契約の当事者、関係者 | p 16 |
| 8. 【生命保険契約・傷害疾病定額保険契約】保険契約の当事者、関係者 | p 18 |
| 9. 保険法で用いられる用語の意味 | p 21 |
| 10. 保険約款とは | p 23 |

第2章 約款の「基本条項」を知ろう

| | |
|----------------------------|------|
| 1. 約款をみてみよう | p 28 |
| 2. 保険契約の成立と保険料領収前免責 | p 33 |
| 3. 告知義務 | p 37 |
| 4. 通知義務(危険の増加) | p 43 |
| 5. 保険契約の終了その1(無効・失効・取消) | p 49 |
| 6. 保険契約の終了その2(解除) | p 54 |
| 7. 保険契約の終了その3(重大事由による契約解除) | p 57 |
| 8. 事故発生時の義務 | p 61 |
| 9. 保険金の支払時期 | p 63 |
| 10. 保険金の請求手続き | p 66 |
| 11. 請求権代位 | p 68 |
| 12. 残存物代位 | p 70 |
| 13. 消滅時効 | p 72 |
| 14. 企業保険の取扱い(片面的強行規定の適用除外) | p 73 |

【 目 次 】

第3章 約款の補償条項を読めば商品がわかる

| | | |
|----------------|-----------|------|
| 1. 保険金を支払う場合 | · · · · · | p 78 |
| 2. 保険金を支払わない場合 | · · · · · | p 82 |

第4章 保険種類固有の約款規定

| | | |
|--------------------------------------|-----------|-------|
| 1. モノの保険（火災保険・自動車保険の車両保険等）固有の約款規定 | · · · · · | |
| (1) 地震免責 | · · · · · | p 85 |
| (2) 重複保険 | · · · · · | p 88 |
| (3) 超過保険・一部保険 | · · · · · | p 91 |
| 2. 責任保険（賠償責任保険・自動車保険の賠償責任保険等）固有の約款規定 | · · · · · | |
| (1) 先取特権（さきどりとっけん） | · · · · · | p 95 |
| 3. ヒトの保険（生命保険・傷害疾病保険等）固有の約款規定 | · · · · · | |
| (1) 被保険者の同意 | · · · · · | p 98 |
| (2) 保険金受取人の変更 | · · · · · | p 101 |
| (3) 被保険者による解除請求 | · · · · · | p 103 |
| (4) 始期前発病（責任開始前発病）免責条項 | · · · · · | p 105 |

【資料】

| | | |
|---------------------------|-----------|-------|
| ・ 保険法条文 | · · · · · | p 109 |
| ・ 自動車・火災・傷害保険の約款「基本条項」比較表 | · · · · · | p 118 |

はじめに

保険は目に見えない商品といわれますが、あえて形を求めるすれば、お客さまとの契約書である「保険約款¹」が商品そのものということができます。

目に見えない、といわれる商品だからこそ、形になっている「保険約款」は極めて重要なものです。

このテキストでは、日常業務で目を通す保険約款について、体系的に学習するとともに、保険約款に記載している事項のベースとなる「保険法」の内容について、実際の約款を見ながら、Q & A形式で解説します。

保険約款を理解する前提として主要な保険商品の補償内容の概要を理解しておくことが有用ですが、このテキストでは触れていません。各保険会社によって補償内容や取扱いは異なりますので、特にテキストに約款を掲載している個人向け主要商品である「自動車保険」「火災保険（地震保険を含む）」「傷害保険」等の商品概要については、各保険会社が作成している商品ガイドやテキストなどを参照してください。

また、このテキストに掲載している約款は、できるかぎり損害保険料率算出機構が作成した標準約款（同機構が参考資料として会員保険会社に提供している保険約款）を引用し、標準約款がないものについては一般的に保険会社で使用されているものを引用しています。については、実際の契約に適用される保険約款については、各保険会社が作成している約款をご確認ください。

なお、このテキストの内容についてはあくまで講師の個人的な見解であり、講師の所属する組織の見解ではないことをお断りいたします。

また、このテキストの作成にあたっては公益財団法人損害保険事業総合研究所、一般社団法人日本損害保険協会および損害保険料率算出機構のご関係者に多大なご協力をいただきましたことを御礼申し上げます。

¹ 厳密には、「保険証券（明細書等を含む）」+「保険約款（特約を含む）」が契約書の全体、ということになります。

第1章

保険制度って何？

保険法って何？

1. 保険制度の役割

Q 1. 「保険」とはどのような仕組みになっているのでしょうか？

Q 2. 「保険」と賭博や宝くじはどこが違うのでしょうか？

A 1. 「保険」とは、多数の加入者が、経済的不利益をもたらす不測の事態（リスク）に備え、少しづつ掛け金（保険料）を出し合って資金を準備し、実際に不測の事態に遭遇した加入者に対しては、そこから財産上の給付（保険給付）を行い、実現した経済的不利益を集団全体で負担しあう制度です。

加入者は、事故が発生するまでは、備えがあることによる安心を確保し、実際に事故に遭遇した場合には、保険給付という目に見える形でサービスの提供を受けることになります。

A 2. 保険は生活の保障や損害のてん補（穴埋め）のための制度ですので、賭博や宝くじのように儲け（利得）が発生する制度とは異なります。



- 損害保険の役割を学ぶ。
- 保険制度には運営のルールが必要。

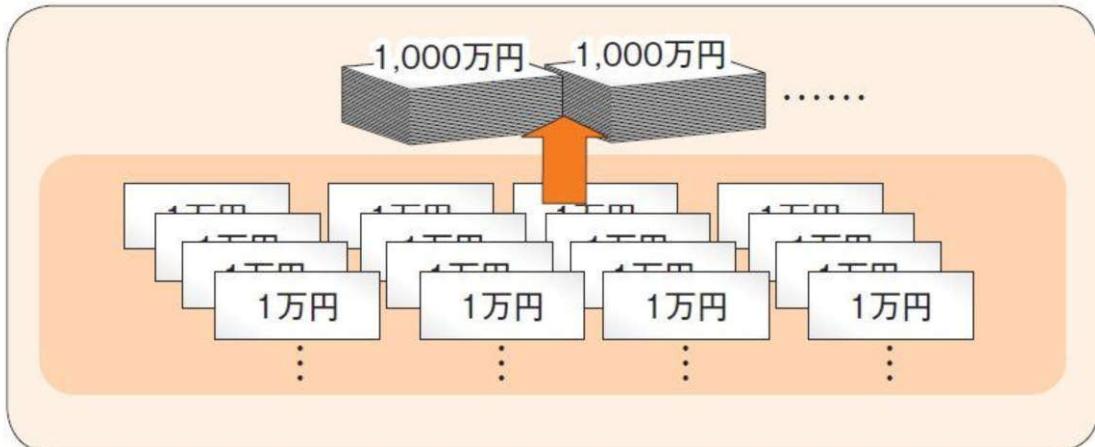
解説

<1> 保険の役割とは何か

わたしたちの日常生活には、交通事故・火災・地震・風水害・盗難など非常に多くの危険（リスク）が潜んでいます。例えば、交通事故であれば 2021 年の 1 年間で 305,196 件、1 日約 837 件発生しており、死傷者数は 364,767 人にのぼっています。これらの危険（リスク）に対する経済的な対応方法は大きく 3 つに分けられます。1 つ目は自分自身で危険（リスク）を「保有」する（例えば貯蓄で対応する）こと、2 つ目は危険（リスク）を「回避」する（例えば車に乗らない）こと、3 つ目は危険（リスク）を「転嫁（第三者に移動）」することです。この転嫁するということが「損害保険で備える」ことになります。

損害保険は、保険契約者一人ひとりが少しづつお金を出し合い、事故に遭ったときの損害を補償します。例えば、10,000 人の集団で、10 人にそれぞれ 1,000 万円の損害が発生したとします。この場合、総額 1 億円の損害が発生したことになりますが、1 人あたり 1 万円を支払えば、その損害を補償することができます。いつ、どこで、誰が事故に遭って損害を被るかは分かりませんが、一人ひとりの負担が 1 万円で、1,000 万円の補償を受けることができるので、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

とができるといえます²。



上の図をみると、当選した人に賞金がもらえる宝くじと似ているように見えますが、保険は生活の保障や損害のてん補（穴埋めすること）のための制度であり、宝くじや賭け事のように積極的に儲け（利得）を得ることを目的にした制度とは異なります。特に損害保険には「利得禁止の原則（17ページ）」があり、利得を禁止するための各種の仕組みがあります。

<2>保険制度を運営するためのルール

保険制度は多くの保険契約者が存在することで、安定して運営することができます。例えば、自動車保険では交通事故のような危険（リスク）が発生する可能性を感じる人が多数いることが必要となります。そこで、そのような意識を持っている人が数多く集まる場所などで損害保険は販売されています。具体的には自動車保険であれば自動車を販売する自動車ディーラーなど、火災保険であれば住宅を販売するハウスメーカーや住宅ローンを販売する銀行のような金融機関など、傷害保険であれば旅行を扱う旅行業者などが代表例です。

損害保険会社はこのような場所で、代理店を中心とした損害保険の委託販売体制を取ることによって、多数の保険契約者を確保するようにしています。

なお、保険制度を適正に運営していくためのルールとして保険法や保険業法があります。保険法では保険契約者と保険会社の間の契約に関する様々なルールを定めています。

保険業法では、保険会社および代理店の販売時における禁止事項や保険契約者への説明責任などを定めています。

このテキストでは、保険法のポイントを理解するとともに、実際に保険契約者のみなさまにお渡している保険約款が保険法のルールに沿って作られていることを学び、保険商品に関する知識を高めていただくことを目的としています。

² 参考文献：「そんぽ相談ガイド（日本損害保険協会、2022年3月。以下同じ）」2ページ、大串淳子・和久田美嘉編著「図解新保険法早わかりガイド」（日本実業出版社、2009年）、近見正彦・堀田一吉・江澤雅彦編「保険学[補訂版]」（有斐閣ブックス、2018年）129ページ。交通事故の件数については「令和3年中の交通事故の発生状況」（警察庁交通局）。